

目次

- 1面 「非常勤職員の有給休暇の取得しやすくなります」
- 2面 事前交渉を行いました
- 3面 顧問弁護士、役員選挙
- 4面 執行委員から/編集後記
組合加入



第6号(通算1793号)
電気通信大学
教職員組合編集部

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
内線 5027 Tel 042-485-2953

e-mail : voice@xxx-xxxx.org
<http://www.uec-union.org>

「非常勤職員の方の有給休暇が取得しやすくなります」

過半数労働者代表 山本野人

3月4日に、人事課から「非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正」についての説明を受けました。これは非常勤職員の方の有給休暇の取得に関わるものですので、ここで紹介します。

4月から「同一労働同一賃金」に関する法律が施行されるのに伴い、常勤職員と非常勤職員の待遇の差を縮めていく作業が進められています。特に、有給休暇の取得に関して上記規定の第20条・21条が改正されました。その内容は概ね以下の通りです。

◎第21条に無給休暇の事由としてあげられていた以下の項目を削除し、第20条に特別休暇(有給)の事由として新たに掲げる

- 育児時間休暇
- 看護休暇
- 介護休暇
- 生理休暇
- 業務上傷病休暇
- 私傷病休暇
- ドナー休暇

例えば、風邪を引いて休む場合に今までは「無給休暇」しか使えませんでした。4月からは「特別休暇」として有給で休むことができます。その期間など詳細については人事課にお問い合わせください。

なお、この改正は労働者の利益となるもので一定の前進ですが、

- 産前休暇
- 産後休暇

が無給のままになっていることなど、まだ改善すべきことがあります。これらについては過半数労働者代表として指摘しておきました。

以上、非常勤職員の方が休暇を取得される際にお役立てください。

- 歓送会は新型コロナウイルス対応で延期となっています。
残念！



事前交渉を行いました

教職員組合は、2月14日（金）に本交渉に向けての事前交渉を行いました。項目は、1. 裁量労働制、2. 年俸制の評価、3. 技師の業務評価と待遇、です。

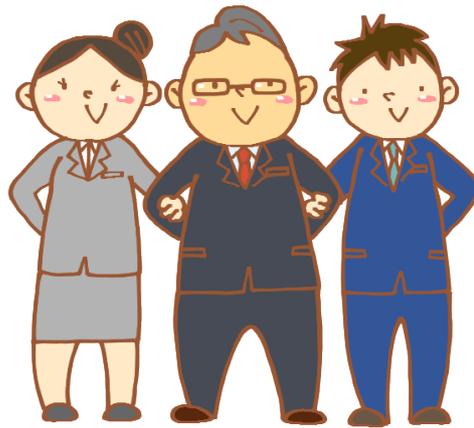
裁量労働制については、そもそも夜間の大学院手当が無いことが問題の発端でした。これに対し以前中野和司理事からは、手当を業績評価として考慮する等の回答がありました。しかし業績評価の対象とした場合には全体枠が決まっている中での相対評価とならざるを得ません。その結果として夜間手当を出すことが他の教員の評価を下げることにもなりかねない、という問題を含んでいます。また研究時間が確保されていない、深夜労働、年末や年度末などで振替休日が実質的に取得できない中で休日労働が行われるなど、大学における裁量労働制の制度的問題について回答を求めています。4月に理事の交代があるため、この項目はこの間の交渉の事実関係を認めた上、引き継ぎをしてもらうことを中心に本交渉をすることになりました。

年俸制の評価については、この間大学側から月給制と年俸制の評価結果について、各項目に該当する人数のデータを提出してもらうことになっていましたが、事前交渉に先立ち3/4にデータを頂いたため、交渉項目から除外することとなりました。

技師の業務評価と待遇については、この間田中勝己理事の（録音）データの提出がないと交渉に応じないなど不誠実な発言改めること、当時技師部長であったにも拘らず業務上の会議について知らない、三橋前理事から「業務評価が行われていなかった例もある」とし、業務評価に問題があったと認め、交渉で調査の要請があったにも拘らずこの間報告がないこと、異議申し立ての対応について「技師部に伝える」と回答しておきながら、その後組合に説明がないこと等の回答を求め、本交渉を行うことになりました。

これらの項目に加え、短時間・有期雇用労働法にもとづく「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（厚生労働省告示第430号：同一労働同一賃金ガイドライン）」の4月からの適用に向けた検討状況について質問し、大学側では現在検討中である旨回答を得ました（その後改正がされました）。

本交渉は3月31日に予定しています。
(執行委員会)



顧問弁護士契約を行います

働き方改革が言われる中で、目まぐるしく変わる労働環境。しかし実態はどうかというと、なんとも言えない状況もあるように思います..。労働問題、生活などでお悩みのことはありませんか。

教職員組合では、近々法律事務所と顧問契約を結び、法律相談の窓口を用意することになりました。労働問題に限らず、交通事故、不動産、相続など、個人的な法律相談を含め、ご利用いただければと考えています。

みなさんが、健康で、働きやすく、働きがいのもてる職場となるための窓口でもあります。

顧問契約をする弁護士事務所は、この間も雇い止め問題などでお世話になっており、親身になって相談にのっていただいています。身近な法律相談窓口とお考えください。詳細は次号でお知らせします。



教職員組合役員選挙が始まります

教職員組合では、例年夏の定期総会（7月 or 8月）に向けて、年1回の役員を選出を行なっています。今年も4月に入りましたら選挙管理委員会を開催し、新年度の役員選出をします。教職員組合の役員としては執行委員、会計監査委員、選挙管理委員があります。役員になると仕事以外に負担が増えるなどで、引き受けづらいとお考えになる方も多いかと思いますが、この間の取り組みとしては、週1回の執行委員会を中心に、できる範囲での対応をしているところです。できること、できないことをお互いに言い合いながら、空回りすることの無いように、だけと交渉等は重要事項として取り組んでいます。

労働組合は、法律で定められた不可欠な組織です。過半数労働者代表は、労働法上の労使協定や意見を述べる立場であり、交渉権はありません。労働組合は労働組合法上の交渉権のある組織です。職場の問題や働く中での悩み事を法律や規則を物差しに、解決の方向を目指す組織として、行動していますが、職場での意見交換や交流の場でもあります。

執行委員会としても、次期役員について可能な範囲で相談をして行きますが、ぜひ可能な範囲で役員をお引き受け頂けますと幸いです。



新型コロナウイルス対応で都内の大学職場は…

東京都にある国公立大学組合で組織する都大教で、コロナウイルス対応を確認したところ、以下のような対応がされているようです。（正確な情報はそれぞれの大学に要確認。後日変更がありますので参考まで） 全大教は文科省へ「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」を提出しています。詳細はHP（「全大教 新型コロナウイルス感染症対策」で検索）

- ・ 東京芸術大：4/20 授業開始予定を、5/11 開始に変更
- ・ 東京外大：4/20 から授業、4/20-5/8 はオンライン授業
- ・ 一橋大：4/6 から平常通り授業開始。
一部の大人数授業は映像配信。4/20 から授業開始
- ・ 医科歯科大
入学式、新オリ等は中止
教養部は5/1 まで休講（5/7 から開講）
- ・ 海洋大
入学式は中止。授業開始は5/11 から、
Zoom などの環境整備を行う予定。
- ・ 東工大
オリエンテーションは中止。学事暦は変更なし
第1Q は Zoom を利用して遠隔で行う。実技を伴う
- 授業は、第2Q に移す。
第1Q は学士課程1~3年は大学に来ない
- ・ 東京学芸大
5/11 授業開始で検討中。
- ・ 東京農工大
「教室を使った授業は4/20 から」（遠隔授業可能性あり）
- ・ 東大
部局別に対応。経済学部は第1クォーターは遠隔授業。
理系は1ヶ月延期。
- ・ 首都大（4月から都立大） 5/11 授業開始に延期決定。
- ・ お茶大
4/15 授業開始 など。

【執行委員会の活動】 教職員組合執行委員会は月3ないし4回の会議（水曜日の昼休みの執行委員会など）や不定期に随時に開催する学習会やセミナーなどを通じて活動しています。皆さんのご意見は随時受け付けていますので、ぜひご意見をお寄せください。

2 / 20（水）	第25回執行委員会（団体交渉裁量労働制、年俸制、技師業務評価）、書記体制、規約改正）
3 / 4（水）	第26回執行委員会（事前交渉（雇い止め、俸制、技師業務評価、同一労働同一賃金）他）
3 / 11（水）	第27回執行委員会（団体交渉（事務交渉：雇止め・無期化）、学内問題（コロナ対応）他）
3 / 19（木）	第28回執行委員会（団体交渉（裁量労働制、年俸制）、職員研修対応、軍学共同反対ネット署名他）
3 / 26（木）	第29回執行委員会（団体交渉（裁量労働制、年俸制、技師業務評価）、ニュース、顧問契約他）

【編集子の独り言】 <My first dream of the New Year, 2010>

朝起きてテレビをつけると、いきなり政権トップのあの人が、某米大統領の孫嬢と仲良く並び、例の得意面々で叫んでいる。そういえば、今年は安保条約改定60年の節目だとかでの記念の会見らしい。両国のこの軍事同盟について「……世界の平和を守る不動の柱」だとか、「宇宙、サイバースペースの安全を守る柱として充実させる責任がある」などと滔々と演説している。振り返れば、周知のごとく、米国が世界中に軍事基地を張り巡らせて、地域紛争をくり広げてきたのがこの60年の世界の歴史ではないのか。その事実を背景にしての以上のような演説を起き抜けに聞かされ、今年、今後の日本の行く末を考えると寝覚めの悪いことこの上ない。彼の意図のままにこの国が行く先

といえば、天皇制を戴き、軍事基地に特化した米国の新たな州として、“JAPAN STATE”の誕生ということになるのだろうか。オスプレイ飛び交う下で、日本の美しい自然（山並み）はどうなってしまうのか…。



しかし一方、足元では、公的行事である「桜を見る会」の私物化疑惑では数々の証拠を突き付けられすでに詰んだ“王将”同然の状況、このまま盤上に居座り続ける無法ぶりをどこまで通用させられるのか…、桜が咲く季節を迎えての政局の展開を期待を持って見守りたい。

【執行委員会より組合加入の訴え】

電気通信大学教職員組合は、電気通信大学に勤務する教職員（常勤・非常勤・パート職員）の労働組合です。給与や福利厚生を含む労働環境の改善に取り組んでいます。黙っていると労働環境はますます悪化します。他大学や企業に比べて電通大の労働環境は悪く、将来に不安を持っている教職員も多くなっています。組合はみなさんの声をもとに交渉していきます。組合活動は皆さんの参加によって成り立っています。是非組合に加入してください（下記申込書やHPをご利用ください）。悩み事があれば、加入は決めていなくても、まずご相談ください。ご希望なら弁護士を紹介できます。Webサイト <http://uec-union.org> の「ご意見・労働相談・加入」「連絡先」をご利用ください。



*****<切り取り線>*****

組合加入申込書

20__年__月__日

お名前：

生年月日：

所属部署：

職種：教員（常勤・非常勤） 職員（常勤 非常勤 パート（短時間雇用））